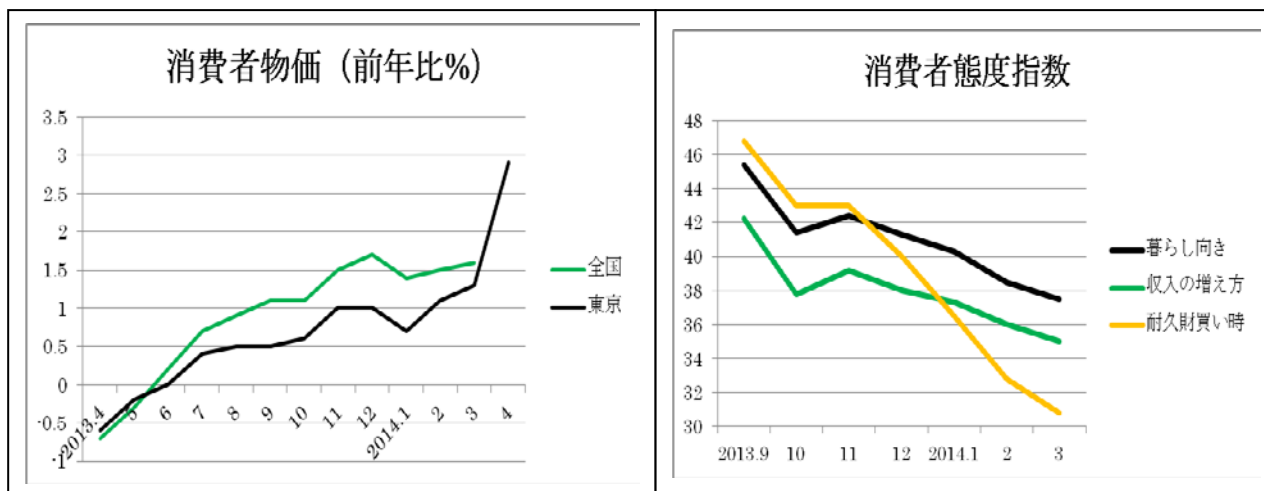


消費税増税と地域経済・地方行財政



(資料) 総務省統計局「消費者物価指数」、内閣府「消費動向調査」より作成。(注) 消費者態度指数は、一般世帯、季節調整済み値。

消費税率 8%への引上げが4月1日からスタートした。この引上げが地方に如何なる影響を今後与えるのだろうか。まず地域経済への影響をみると、4月の東京都区部消費者物価は前年比 2.9% 上昇となり、3月の同 1.3% 上昇に比べて 1.6%ポイント上昇した。生鮮食品を除く総合では4月同 2.7% 上昇、食品やエネルギーを除くベースでは同 2% 上昇で、3月対比では、前者が同 1.7%ポイント、後者が同 1.6%ポイント上昇である。経過措置により消費税増税措置が5月以降となる品目、消費税増税の対象外品目が物価指数品目の4割程度となるため、統計数値上は増税分の転嫁は概ね行われているとみることができる。一方で消費意欲は減退動向にある。前倒し需要の一巡だけでなく、暮らし向きが徐々に悪化し収入の増え方も減少傾向を強めている。2014年春闘で一部緩和されるものの、2014年度後半を中心に地域の景気がどの程度落ち込むか、とくに消費型経済の体質が強い地域、そして、年金生活者等高齢者が多く物価上昇の限界的な負担感を大きくする地域では、とくに留意する必要がある。

地方行財政に与える影響の本格化は、2015年度となる。(1) 2014年度地域財政対策で地域の元気創造事業の創設が提示され、2014年度予算で3500億円を計上している。予算額は、2015年度以降、地方法人課税の偏在是正財源で増額することが意図されている。この財政措置は、普通交付税を通じて配分され、通常の算定に加え各地方自治体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定することで実施される。その算定案では、人口を基本とした上で各地方自治体の経済活性化成果指標や行革努力の指標で構成することが検討されている。①地域経済活性化の成果は、都道府県では「第一次産業産出額」、「製造品出荷額」、「小売業年間商品販売額」等、市町村では「農業産出額」、「製造品出荷額」、「小売業年間商品販売額」であり、雇用関係の指標は、都道府県・市町村ともに「若年者就業率」、「授業者数」、「事業者数」、その他項目では、都道府県では「一人当たり県民所得」、市町村では「一人当たり地方税収」、「転入者人口比率」、②「行革努力の取組」では、都道府県・市町村ともに「職員数削減率」、「ラスパイレス指数」、「人件費削減率」、「人件費を除く経常的経費(物件費、補助金等、繰出金)の削減率」、「地方債残高削減率」である。こうした指標の是非、そして地域政策へのインパクトは2014年度では限定的なものの、2015年度以降如何なる展開に結び付けるか政策議論が必要となっている。さらに(2) 来年10月以降消費税率が10%となった場合、公共サービスの外部化に伴う委託費、事業の長期的なコストパフォーマンスを如何に確保するか、(3) コミュニティーバス等利用料設定の見直しを如何に進めるか、(4) よりマクロ的課題として増税分の社会保障目的税化により年金等の地域配分が今後、長期的に如何に変化するか等十分な検討が必要となる。